

## ガス小売事業における個人情報の共同利用について

シナネン株式会社（以下「当社」といいます。）は、以下のとおり個人情報を共同利用することがあります。なお、当社は、ガス小売事業の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客様の個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売ガス事業者、一般ガス導管事業者とのお客様の個人情報を共同利用するものではありません。

### (1) 共同利用する者の範囲

当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。

- ① ガス小売事業者(東京電力エナジーパートナー株式会社、関西電力株式会社、東京エナジーアライアンス株式会社等) ※1
- ② 一般ガス導管事業者(東京ガスネットワーク株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、東邦ガスネットワーク株式会社、西部ガス株式会社等) ※2

### (2) 共同利用の目的

- ① 託送供給契約の締結、変更又は解約のため
- ② 小売供給契約（最終保障供給に関する契約を含む。）の廃止取次 ※3 及び供給者切替に伴う消費機器等の保安に関する情報の提供のため
- ③ 供給地点に関する情報の確認のため
- ④ ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応その他の託送供給契約に基づく一般ガス導管事業者の業務遂行のため
- ⑤ 消費機器調査の結果の通知のため ※4
- ⑥ 共同利用者の委託先に、委託に伴い情報を提供するため

### (3) 共同利用する情報項目

- ① 基本情報：申し込み日、氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、小売供給契約の契約番号、料金関連情報、ご利用状況
- ② 供給地点に関する情報：供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、検針情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報
- ③ 供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：ガス事業法※5 第 159 条第 4 項に規定する通知に関する情報

### (4) 共同利用の管理責任者

- ① 基本情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（但し、最終保障供給を受けて

いる需要者に関する基本情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）  
シナネン株式会社（住所および代表者氏名は[こちら](#)）

- ② 供給地点に関する情報：供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者（一般ガス導管事業者が行う特定ガス導管事業の供給地点を含む。）

東京ガスネットワーク株式会社（住所および代表者氏名は[こちら](#)）

東邦ガスネットワーク株式会社（住所および代表者氏名は[こちら](#)）

大阪ガスネットワーク株式会社（住所および代表者氏名は[こちら](#)）

西部ガス株式会社（住所および代表者氏名は[こちら](#)）

- ③ 供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（但し、最終保障供給を受けている需要者に関する情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）

東京エナジーアライアンス株式会社（住所および代表者氏名は[こちら](#)）

※1 ガス小売事業者とは、ガス事業法※6 第6条第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、ガス小売事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）の附則により、ガス小売事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページ（[https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/gas/liberalization/retailers\\_list/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/liberalization/retailers_list/)）をご参照ください）。

※2 一般ガス導管事業者とは、ガス事業法※6 第35条の許可を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）の附則により、一般ガス導管事業者の許可を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、日本ガス協会のホームページ（<http://www.gas.or.jp/jigyosya/>）をご参照ください）。

※3 「小売供給契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給契約の解約の申込みを行うことをいいます。

※4 ガス事業法第159条第4項の規定により、ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者に対し、消費機器調査の結果を通知します。

※5 ガス事業法とは、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）第5条による改正後のガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）をいいます。

2026年4月1日  
シナネン株式会社